

愛知県公立大学法人給与規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員（次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの（理事長が別に定める教職員に限る。）にあつては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 次に掲げる教職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて給料規程で定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳を超える教職員（次号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）第3条及び第14条に規定する育児休業（出生時育児休業を含む）をし、又は同規程第36条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。
- 11 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 12 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

- 2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表（別表第4）の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表（別表第5）に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第20条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給与の支払）

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

- 2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

（給与の支給日及び支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

- (1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日
- (2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、14日）
- (3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

- 2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から末日まで支給するとき以外のとき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによつて計算する。
- 6 教職員が、教職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であつても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。
- 7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - （1）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - （2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - （3）60歳以上の父母及び祖父母
 - （4）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - （5）身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の8.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払って

る教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前項の教職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 前項の教職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。

5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあっては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

7 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。

- 9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、初任給調整手当を支給する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- （2）前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、4万円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあつては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- （3）前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程で

定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあつては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（単身赴任手当）

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難

であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（大学入学共通テスト監督等業務手当）

第14条の2 大学入学共通テスト監督等業務手当は、大学入学共通テスト（以下、「共通テスト」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、共通テストの監督等業務に従事した教員について、大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

（教員免許状更新講習手当）

第14条の3 教員免許更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対して、1時間あたり6,190円（1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする）を支給する。

- (1) 教育の最新事情などの必修領域
- (2) 教科指導、生徒指導などの選択領域

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第4項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。）に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150）
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160）

- 3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、こ

の限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務の時間（同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。） 100分の50

6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25

(2) 前項第1号に掲げる時間（週休日の勤務に限る） 100分の15

(3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日（以下「休日」という。）に勤務をした場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。)で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める日(次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員(第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項及び附則第10項において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤勉手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職

段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴

を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。
- (勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間（期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 次に定める額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額。

- (2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(育児休業の教職員に係る期末手当等の支給)

第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条及び第14条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員

には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用短時間勤務職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(地域手当等の支給方法)

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

(勤務一時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇(組合休暇を除く。)の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合(育児介護休業規程第30条に規定する部分休業、同第36条に規定する介護休業又は同第45条に規定する介護時間を承認された場合を除く。)を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇(業務上の傷病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。))による傷病による療養休暇を除く。)により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(退職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、退職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100

以内を支給することができる。

- 6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条及び第14条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第20条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

- (1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第21条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第21条第1項第5号及び第6号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。
- (4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第4項、第5項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第5項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

(雑則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正

〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正

〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成29年3月22日規程第10号改正

〔沿革〕 平成29年12月27日規程第3号改正

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成30年9月7日規程第5号改正

〔沿革〕 平成31年2月20日規程第7号改正

〔沿革〕平成31年3月22日規程第11号改正

〔沿革〕令和2年2月17日規程第17号改正

〔沿革〕令和2年2月17日規程第20号改正

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過規定)

2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。

3 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調 整 額			
		平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円
	5級	975円	650円	325円	315円

(承継教職員に係る経過措置)

4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）で、この規程によりその者の給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあつては、平成27年3月31日においてその者が受けていた給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けていた給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあつては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）（給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第7号）の施行の日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者（以下「減額改定対象職員」という。）にあつては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。）を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで

	3級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加 [平成21年3月27日規程第19号])

7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務の級	調整額	
		平成21年4月1日から平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加 [平成23年3月30日規程第18号])

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額
- (5) 第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第29条第1項又は第4項ただし書 前各号に定める額
 - ロ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第29条第4項又は第5項本文 第1号から第3号までに定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第29条第6項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (イ) 第29条第2項の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

- (ロ) 第29条第4項又は第5項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に、
同条第4項又は第5項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (ハ) 第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

- 9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 11 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 12 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(33歳に満たない職員の号給の調整)

- 13 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成19年12月22日規程第61号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月8日規程第72号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第19号）

〔沿革〕平成21年5月29日規程第2号改正

〔沿革〕平成21年11月30日規程第7号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当にかかる経過措置)

2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

(派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例)

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額を、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4（平成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで
1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）	100分の3.1	100分の3.1

4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第23条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額か

ら第3号に掲げる額を減じた額（当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者）については、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額

ロ 継続在職期間について支給された給料額

附 則（平成21年5月29日規程第2号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日規程第3号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第7号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日規程第8号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規程第11号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規程第16号）

〔沿革〕平成22年11月29日規程第12号改正

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7,200円」とあるのは、「3,600円」とする。

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額を、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額

は、これらの規定により定められた額とする。

- 4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22年6月に支給する場合においては100分の3（管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成22年4月2日規程第1号）

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規程第5号）

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕平成23年7月15日規程第1号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあっては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。
 - (1) 手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）
 - (2) 給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあっては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。
- 4 この規程の施行の前日から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。
- 5 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成24年5月28日規程第1号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（施行期日）

附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（そ

の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。

- 3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則 (平成26年12月24日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第18号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年3月24日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規程第12号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年12月26日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第10号)

〔沿革〕平成30年3月26日規程第7号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については11,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人につ

いては9,000円)」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については9,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「5級」とあるのは「5級以上」と、「8級」とあるのは「8級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（平成31年3月31日までの間における管理職手当の月額の特例）

5 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成29年12月27日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月26日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月7日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（平成31年1月 日規程第 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第5条第6項の規定 平成32年4月1日

2 第20条の規定 平成31年4月1日

3 第23条の規定 平成30年6月1日

附 則（令和2年2月17日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条の規定は、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和2年2月17日規程第20号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日において、改正前の第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であつて、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当

するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第11条第1項の教職員に該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則（令和2年12月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規程第13号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月22日規程第7号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月27日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第20条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日規程第16号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその

職務の級が8級以上であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

イ 教育職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	

29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	

68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66	15	
83	71	67	15	
84	72	68	15	
85	73	69	16	
86	74	70	16	
87	75	71	16	
88	76	72	16	
89	77	73	17	
90	78	74	17	
91	79	75	17	
92	80	76	17	
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			

107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ロ 一般職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	

25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30	5		
47	43	39	39	35	31	5		
48	44	40	40	36	32	5		
49	45	41	41	37	33	5		
50	46	42	42	38	34	5		
51	47	43	43	39	35	5		
52	48	44	44	40	36	6		
53	49	45	45	41	37	6		
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50	46			
63	59	55	55	51	47			

64	60	56	56	52	48			
65	61	57	57	53	49			
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							

103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ハ 保健職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8

25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	

64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74	70	
83	79	79	75	71	
84	80	80	76	72	
85	81	81	77	73	
86	82	82	78	74	
87	83	83	79	75	
88	84	84	80	76	
89	85	85	81	77	
90	86	86	82	78	
91	87	87	83	79	
92	88	88	84	80	
93	89	89	85	81	
94	90	90		82	
95	91	91		83	
96	92	92		84	
97	93	93		85	
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			

103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	223,000	267,600	348,400	402,900	477,000	577,200
2	225,500	269,800	350,000	404,700	485,400	584,600
3	228,000	272,000	351,600	406,100	494,000	590,800
4	230,400	273,900	353,200	407,400	502,400	595,900
5	232,900	275,800	354,700	408,700	510,500	600,000
6	235,300	277,300	356,300	409,700	518,200	603,100
7	237,900	278,900	358,000	410,700	525,700	605,400
8	240,400	280,400	359,600	411,700	532,800	607,500
9	242,800	282,200	361,100	412,700	539,400	
10	244,700	284,300	363,100	413,800	544,900	

11	246,500	286,300	365,200	414,900	549,800
12	248,300	288,400	367,200	416,000	554,300
13	250,100	290,400	369,000	417,200	557,600
14	251,700	292,700	370,700	418,300	560,600
15	253,400	294,800	372,300	419,400	563,400
16	254,900	297,000	374,000	420,500	565,900
17	256,400	298,900	375,300	421,700	567,900
18	257,900	301,700	376,800	422,800	
19	259,200	304,400	378,300	423,900	
20	260,600	307,100	379,600	425,100	
21	262,000	309,800	380,900	426,200	
22	263,500	312,200	382,100	427,300	
23	265,000	314,700	383,400	428,400	
24	266,600	316,900	384,500	429,600	
25	268,100	319,200	385,600	430,600	
26	269,800	321,200	387,100	431,700	
27	271,600	323,300	388,400	432,800	
28	273,300	325,300	389,700	433,800	
29	275,000	327,400	391,100	434,900	
30	276,900	329,300	392,400	436,000	
31	278,900	331,300	393,700	437,100	
32	280,800	333,200	395,000	438,200	
33	282,600	335,100	396,400	439,300	
34	283,900	337,000	397,600	440,500	
35	285,100	338,900	398,800	441,700	
36	286,200	340,900	400,000	443,000	
37	287,300	342,600	401,100	443,700	
38	288,300	343,900	402,300	444,600	
39	289,300	345,000	403,400	445,500	
40	290,300	346,100	404,600	446,300	
41	291,300	346,700	405,700	447,200	
42	292,500	347,100	406,900	448,100	
43	293,600	347,500	408,100	449,000	
44	294,500	348,000	409,300	449,800	
45	295,400	348,600	410,300	450,500	
46	296,500	349,100	411,300	451,500	
47	297,500	349,600	412,300	452,500	
48	298,400	350,000	413,300	453,400	
49	299,300	350,400	414,500	454,300	
50	299,800	350,800	415,900	455,200	
51	300,300	351,200	417,400	456,300	

52	300,900	351,600	418,800	457,200
53	301,300	352,100	419,600	458,200
54	301,700	352,500	420,600	459,200
55	302,000	352,900	421,700	460,200
56	302,400	353,300	422,800	461,200
57	302,800	353,700	423,700	462,100
58	303,300	354,100	424,500	463,000
59	303,800	354,500	425,300	463,900
60	304,200	354,900	426,100	465,000
61	304,700	355,300	426,800	465,800
62	305,100	355,700	427,700	466,200
63	305,500	356,100	428,500	466,800
64	305,900	356,600	429,100	467,400
65	306,300	357,000	429,700	468,100
66	306,700	357,400	430,300	468,900
67	307,100	357,800	430,700	469,200
68	307,500	358,200	431,100	469,800
69	307,900	358,600	431,400	470,200
70	308,300	359,100	431,800	470,600
71	308,700	359,500	432,100	471,000
72	309,200	359,900	432,500	471,300
73	309,600	360,200	432,800	471,600
74	310,000	360,800	433,200	472,000
75	310,400	361,200	433,600	472,400
76	310,800	361,600	434,000	472,700
77	311,100	362,000	434,400	473,100
78	311,500	362,500	434,700	473,500
79	311,900	363,000	435,100	473,800
80	312,300	363,500	435,400	474,100
81	312,600	364,000	435,700	474,400
82	313,000	364,700	436,100	474,800
83	313,500	365,500	436,400	475,100
84	313,900	366,200	436,700	475,400
85	314,200	366,800	437,000	475,700
86	314,600	367,400	437,300	
87	315,000	368,000	437,600	
88	315,400	368,600	437,900	
89	315,800	369,100	438,200	
90	316,200	369,600	438,600	
91	316,600	370,000	438,900	
92	317,000	370,400	439,200	

93	317,400	370,800	439,500
94	318,000	371,200	439,800
95	318,500	371,700	440,100
96	318,900	372,100	440,400
97	319,300	372,700	440,700
98	319,800	373,200	441,000
99	320,300	373,700	441,300
100	320,900	374,200	441,600
101	321,200	374,600	441,900
102	321,500	375,100	442,200
103	321,900	375,400	442,500
104	322,200	375,800	442,900
105	322,500	376,300	443,100
106	322,800	376,700	
107	323,100	377,200	
108	323,300	377,700	
109	323,600	378,200	
110	323,900	378,700	
111	324,300	379,100	
112	324,700	379,500	
113	325,000	379,900	
114	325,400	380,300	
115	325,700	380,700	
116	326,000	381,100	
117	326,300	381,500	
118	326,600	381,900	
119	327,000	382,400	
120	327,400	382,800	
121	327,600	383,100	
122	327,900	383,500	
123	328,200	384,000	
124	328,600	384,300	
125	328,800	384,700	
126	329,000	385,200	
127	329,300	385,700	
128	329,600	386,100	
129	329,800	386,500	
130	330,100	387,100	
131	330,600	387,600	
132	330,800	388,100	
133	331,000	388,600	

134	331,300	389,100				
135	331,700	389,600				
136	331,900	390,100				
137	332,100	390,600				
138	332,300	391,200				
139	332,500	391,700				
140	332,800	392,200				
141	333,200	392,700				
142	333,500					
143	333,800					
144	334,100					
145	334,500					
146	334,900					
147	335,100					
148	335,400					
149	335,800					
150	336,100					
151	336,400					
152	336,600					
153	336,900					
154	337,200					
155	337,500					
156	337,800					
157	338,000					

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	187,800	235,500	271,600	305,900	328,900	363,600	418,000	469,200	522,300	563,900
2	189,000	237,000	272,600	307,400	330,800	365,400	419,900	474,800	529,400	571,200
3	190,200	238,500	273,600	309,000	332,600	367,000	421,900	479,900	534,700	577,500
4	191,300	240,100	274,700	310,400	334,300	368,600	423,700	484,700	539,100	582,600
5	192,500	241,600	275,700	311,800	336,100	370,300	425,600	488,800	542,700	586,700
6	194,200	243,100	276,700	312,900	337,800	372,100	427,400	492,400	546,000	589,800
7	195,800	244,700	277,700	314,000	339,600	373,700	429,200	495,500	549,100	592,300
8	197,500	246,200	278,800	315,200	341,300	375,300	431,100	498,000	551,700	594,400
9	199,100	247,700	279,800	316,400	342,900	376,700	432,700	500,100	553,700	

10	200,800	249,200	280,800	318,100	344,700	378,400	434,300
11	202,500	250,600	281,800	319,700	346,400	380,000	435,800
12	204,100	252,000	283,000	321,300	348,100	381,500	437,300
13	205,800	253,300	284,000	322,900	349,600	383,500	438,900
14	207,500	254,500	285,300	324,500	351,200	385,400	440,200
15	209,200	255,700	286,600	326,200	352,900	387,400	441,500
16	211,000	256,900	287,900	327,800	354,400	389,200	442,800
17	212,300	258,100	289,200	329,300	355,800	390,700	444,000
18	214,000	259,200	290,500	331,100	357,600	392,600	445,300
19	215,600	260,300	291,800	332,700	359,200	394,300	446,600
20	217,100	261,500	293,000	334,300	360,900	396,000	447,900
21	218,700	262,500	294,100	335,800	362,100	397,700	449,100
22	220,300	263,500	295,300	337,500	363,600	399,100	449,900
23	221,900	264,500	296,700	339,300	365,200	400,600	450,700
24	223,600	265,500	298,000	340,900	366,700	402,000	451,600
25	225,200	266,600	299,300	342,100	368,400	403,400	452,200
26	227,000	267,500	300,400	344,100	370,300	404,700	452,800
27	228,300	268,400	301,400	345,800	372,000	405,900	453,400
28	229,600	269,300	302,500	347,400	373,800	406,900	454,000
29	230,900	270,200	303,600	349,000	375,200	408,000	454,700
30	232,100	271,000	304,900	350,600	376,500	409,300	455,500
31	233,200	271,800	306,000	352,300	377,700	410,400	456,000
32	234,300	272,600	307,200	353,900	379,200	411,500	456,700
33	235,500	273,300	308,400	355,600	380,300	412,200	457,200
34	236,600	274,100	309,800	357,500	381,200	413,000	457,600
35	237,700	275,000	311,100	359,300	382,200	413,700	458,000
36	238,800	275,700	312,400	361,200	383,400	414,400	458,400
37	240,000	276,400	313,800	362,700	384,200	415,000	458,800
38	241,000	277,200	315,100	364,100	385,100	415,600	459,200
39	242,000	278,000	316,400	365,600	386,000	416,100	459,600
40	242,900	278,800	317,800	367,000	386,900	416,500	459,900
41	243,800	279,500	319,100	368,500	387,700	417,000	460,300
42	244,800	280,300	320,400	369,400	388,500	417,200	460,700
43	245,600	281,100	321,700	370,400	389,300	417,500	461,000
44	246,400	281,800	322,900	371,400	390,000	417,800	461,300
45	247,100	282,500	323,800	372,300	390,700	418,100	461,600
46	247,700	283,300	325,100	373,400	391,500	418,400	462,000
47	248,300	284,000	326,500	374,400	392,200	418,700	462,300
48	249,000	284,700	327,800	375,400	392,900	419,000	462,600
49	249,600	285,400	329,000	376,300	393,400	419,200	462,900
50	250,200	286,100	330,300	377,000	394,000	419,500	

51	250,800	286,800	331,600	377,700	394,600	419,800
52	251,300	287,600	332,800	378,400	395,400	420,100
53	251,800	288,200	334,100	378,800	395,800	420,300
54	252,200	288,900	335,300	379,400	396,400	420,600
55	252,500	289,500	336,400	380,100	397,000	420,900
56	252,900	290,200	337,500	380,800	397,500	421,300
57	253,200	290,800	338,200	381,100	397,900	421,500
58	253,500	291,500	339,200	381,800	398,500	421,800
59	253,800	292,200	339,900	382,600	399,100	422,100
60	254,100	292,900	340,700	383,200	399,700	422,300
61	254,400	293,500	341,500	383,500	400,100	422,500
62	254,700	294,200	341,900	384,000	400,600	422,800
63	255,000	294,800	342,500	384,600	401,100	423,100
64	255,300	295,300	343,200	385,200	401,700	423,300
65	255,600	295,800	344,100	385,500	402,000	423,500
66	255,900	296,500	344,800	386,100	402,400	423,800
67	256,200	297,000	345,500	386,900	402,800	424,100
68	256,500	297,600	346,100	387,500	403,200	424,300
69	256,800	298,100	346,600	387,900	403,500	424,500
70	257,200	298,600	347,200	388,400	403,800	424,800
71	257,500	299,200	347,800	389,000	404,200	425,100
72	257,800	299,800	348,400	389,500	404,400	425,300
73	258,100	300,400	348,700	390,000	404,600	425,600
74	258,400	300,900	349,200	390,600	404,900	
75	258,700	301,300	349,600	391,200	405,200	
76	259,000	301,600	350,000	391,500	405,400	
77	259,300	301,800	350,400	391,900	405,600	
78	259,600	302,100	350,900	392,400	405,900	
79	259,900	302,300	351,400	392,800	406,200	
80	260,200	302,600	351,900	393,200	406,400	
81	260,500	302,800	352,300	393,600	406,600	
82	260,800	303,000	352,700	394,100	406,900	
83	261,100	303,300	353,100	394,500	407,200	
84	261,500	303,500	353,500	394,900	407,400	
85	261,800	303,800	353,800	395,300	407,600	
86	262,100	304,100	354,200	395,800		
87	262,400	304,400	354,600	396,200		
88	262,700	304,800	355,000	396,600		
89	263,000	305,100	355,200	396,900		
90	263,300	305,400	355,600			
91	263,600	305,700	356,000			

92	263,900	306,100	356,500							
93	264,200	306,300	356,700							
94		306,500	357,100							
95		306,800	357,500							
96		307,200	357,800							
97		307,400	358,100							
98		307,700	358,500							
99		308,100	358,900							
100		308,500	359,300							
101		308,700	359,800							
102		309,100	360,200							
103		309,400	360,600							
104		309,700	361,100							
105		309,900	361,600							
106		310,200	362,000							
107		310,500	362,300							
108		310,800	362,600							
109		311,000	363,100							
110		311,400								
111		311,800								
112		312,100								
113		312,300								
114		312,500								
115		312,800								
116		313,300								
117		313,500								
118		313,700								
119		314,000								
120		314,300								
121		314,700								
122		314,900								
123		315,200								
124		315,500								
125		315,800								
再任用	196,600	224,700	266,200	286,300	301,900	328,200	371,300	405,600	458,600	541,200

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	212,600	246,300	288,500	302,200	326,900	370,600	426,200
2	214,600	248,600	289,000	302,800	327,900	372,300	428,400
3	216,400	250,800	289,500	303,400	328,900	374,100	430,700
4	218,200	253,100	290,000	303,900	329,900	375,800	432,800
5	219,900	255,300	290,500	304,400	331,000	377,600	434,800
6	221,800	256,300	291,000	305,100	332,200	379,700	436,700
7	223,700	257,300	291,500	305,700	333,400	381,700	438,600
8	225,400	258,200	292,100	306,200	334,600	383,800	440,500
9	227,200	259,100	292,600	306,700	335,800	385,500	442,200
10	229,200	260,300	293,100	307,300	337,000	387,700	443,900
11	231,200	261,500	293,600	307,900	338,100	389,800	445,600
12	233,100	262,400	294,100	308,400	339,300	391,900	447,300
13	235,000	263,200	294,600	309,000	340,400	393,800	448,600
14	237,100	263,900	295,100	309,700	341,600	395,500	449,900
15	239,100	264,600	295,600	310,400	342,700	397,300	451,600
16	241,200	265,500	296,200	311,100	343,900	399,100	453,100
17	243,200	266,700	296,700	311,800	345,000	400,900	454,800
18	245,300	267,800	297,200	312,700	346,200	402,600	456,500
19	247,400	268,900	297,700	313,700	347,300	404,600	457,900
20	249,500	270,100	298,200	314,600	348,500	406,300	459,300
21	251,400	271,200	298,700	315,400	349,600	408,000	460,500
22	252,600	272,300	299,200	316,300	350,800	409,800	461,800
23	253,900	273,400	299,700	317,200	351,900	411,600	463,100
24	255,000	274,600	300,300	318,200	353,100	413,400	464,600
25	256,100	275,600	300,800	319,000	354,200	415,000	465,600
26	257,100	276,700	301,400	319,900	355,500	416,700	466,300
27	258,000	277,800	302,200	320,800	356,900	418,600	467,100
28	258,900	278,900	303,000	321,700	358,200	420,400	467,700
29	259,700	279,900	303,700	322,600	359,400	422,000	468,600
30	260,500	280,600	304,600	323,700	361,000	423,500	469,400
31	261,200	281,300	305,400	324,800	362,500	425,000	470,200
32	262,000	282,000	306,200	325,900	364,000	426,400	471,000
33	262,800	282,700	306,900	327,100	365,300	427,500	471,700
34	263,600	283,400	307,700	328,200	366,800	428,600	472,400
35	264,400	283,900	308,500	329,300	368,200	429,700	473,200
36	265,100	284,400	309,300	330,500	369,700	431,000	474,000

37	265,900	284,900	310,100	331,600	371,100	432,300	474,800
38	266,800	285,500	310,900	332,800	372,100	433,400	475,600
39	267,700	286,000	311,700	333,900	373,500	434,700	476,300
40	268,500	286,500	312,500	335,100	374,900	435,800	477,000
41	269,300	286,900	313,300	335,900	376,200	437,000	477,900
42	270,300	287,500	314,300	337,000	377,600	438,000	
43	271,100	288,000	315,300	338,100	379,000	439,200	
44	271,900	288,500	316,200	339,200	380,300	440,300	
45	272,700	289,000	317,100	340,200	381,800	441,300	
46	273,400	289,500	318,200	341,200	383,100	441,800	
47	274,100	290,000	319,200	342,200	384,200	442,400	
48	274,800	290,500	320,100	343,200	385,400	442,900	
49	275,400	291,000	321,000	344,500	386,500	443,500	
50	275,900	291,500	322,100	345,800	387,500	444,000	
51	276,400	292,100	323,100	347,000	388,500	444,400	
52	276,800	292,600	324,100	348,300	389,400	444,900	
53	277,200	293,100	324,900	349,200	390,000	445,400	
54	277,700	293,600	325,900	350,400	390,800	445,800	
55	278,200	294,100	327,000	351,500	391,700	446,100	
56	278,700	294,600	327,900	352,900	392,500	446,400	
57	279,100	295,100	328,800	353,900	393,200	446,800	
58	279,500	296,000	329,800	354,800	393,900	447,300	
59	279,900	296,800	330,900	355,900	394,600	447,600	
60	280,300	297,500	331,800	357,200	395,300	447,900	
61	280,700	298,200	332,700	358,300	395,900	448,300	
62	281,100	299,100	333,900	359,500	396,500	448,700	
63	281,500	300,000	335,200	360,800	397,200	449,000	
64	281,900	300,900	336,400	361,800	397,800	449,300	
65	282,300	301,700	337,100	362,800	398,500	449,700	
66	282,700	302,600	338,200	363,800	399,000	450,100	
67	283,200	303,400	339,400	364,900	399,700	450,400	
68	283,600	304,200	340,300	366,100	400,200	450,700	
69	284,000	305,100	341,400	366,900	400,600	451,100	
70	284,500	306,000	342,100	368,000	401,200	451,600	
71	285,000	306,900	343,200	369,100	401,700	451,900	
72	285,400	307,800	344,400	370,200	402,000	452,200	
73	285,800	308,700	345,500	370,900	402,300	452,600	
74	286,400	309,700	346,700	371,700	402,800	453,000	
75	287,000	310,600	347,900	372,500	403,200	453,300	
76	287,600	311,500	349,000	373,200	403,500	453,600	
77	288,100	312,300	350,100	373,900	403,800	454,000	

78	288,700	313,400	351,200	374,400	404,400	454,400
79	289,300	314,400	352,300	374,900	404,900	454,700
80	289,800	315,300	353,400	375,400	405,300	455,000
81	290,300	315,800	354,300	376,000	405,600	455,400
82	290,800	316,700	355,300	376,500	406,000	455,900
83	291,300	317,700	356,200	377,000	406,500	456,200
84	291,900	318,500	357,300	377,500	406,900	456,500
85	292,400	319,300	358,200	378,000	407,300	456,900
86	292,900	320,300	359,000	378,400		
87	293,400	321,300	359,800	379,000		
88	293,900	322,400	360,600	379,500		
89	294,400	323,300	361,300	379,800		
90	294,900	324,400	361,900	380,300		
91	295,400	325,400	362,500	380,700		
92	296,000	326,500	363,100	381,000		
93	296,500	327,300	363,500	381,600		
94	297,100	328,000	363,900	382,100		
95	297,700	328,700	364,400	382,700		
96	298,300	329,300	364,800	383,200		
97	298,900	329,800	365,400	383,800		
98	299,400	330,100	365,800	384,300		
99	299,900	330,800	366,300	384,800		
100	300,500	331,400	366,700	385,200		
101	301,000	331,800	367,000	385,800		
102	301,500	332,400	367,500	386,300		
103	302,000	333,000	367,900	386,900		
104	302,400	333,500	368,200	387,400		
105	302,800	333,900	368,600	388,000		
106	303,300	334,400	369,100	388,400		
107	303,800	335,000	369,700	388,900		
108	304,100	335,500	370,200	389,400		
109	304,300	335,900	370,700	390,000		
110	304,700	336,300	371,200			
111	304,900	336,600	371,700			
112	305,200	336,900	372,100			
113	305,500	337,200	372,500			
114	305,700	337,600	372,900			
115	306,000	337,900	373,400			
116	306,200	338,200	374,000			
117	306,500	338,400	374,400			
118	306,800	338,700	374,900			

119	307, 100	339, 000	375, 400				
120	307, 400	339, 300	375, 900				
121	307, 700	339, 500	376, 200				
122	308, 100	339, 800					
123	308, 400	340, 100					
124	308, 700	340, 400					
125	309, 000	340, 600					
126	309, 200	340, 900					
127	309, 500	341, 300					
128	309, 900	341, 500					
129	310, 100	341, 700					
130	310, 400	341, 900					
131	310, 800	342, 300					
132	311, 200	342, 500					
133	311, 400	342, 800					
134	311, 700	343, 200					
135	312, 000	343, 700					
136	312, 300	344, 100					
137	312, 500	344, 400					
138	312, 800	344, 800					
139	313, 100	345, 200					
140	313, 500	345, 600					
141	313, 700	345, 900					
142	314, 100	346, 300					
143	314, 500	346, 600					
144	314, 800	347, 000					
145	315, 000	347, 300					
146	315, 200	347, 800					
147	315, 500	348, 200					
148	315, 900	348, 600					
149	316, 100	348, 900					
150	316, 300	349, 300					
151	316, 600	349, 700					
152	316, 900	350, 100					
153	317, 300	350, 400					
154	317, 600						
155	317, 800						
156	318, 100						
157	318, 400						
158	318, 700						
159	319, 000						

160	319,300						
161	319,700						
162	320,000						
163	320,300						
164	320,600						
165	321,000						
166	321,300						
167	321,600						
168	322,000						
169	322,400						
再任用	245,400	266,400	273,800	284,500	301,300	339,800	385,500

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 給料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教職員	調整数
愛知県立大学及び愛知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生（愛知県立大学の研究生及び愛知県立芸術大学の研修生は除く）に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教	2
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県立芸術大学の特別演習は除く。))を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生（愛知県立大学の研究生及び愛知県立芸術大学の研修生は除く）に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院担当教員（(1)から(3)に掲げる者を除く。）	0.5

備考 授業科目の履修者には、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	9,400円
	2級	10,900円
	3級	12,300円
	4級	13,100円
	5級	15,500円
	6級	17,300円

別表第6 初任給調整手当額表(第12条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	51,600円
1年以上2年未満	51,600円
2年以上3年未満	51,600円
3年以上4年未満	51,600円
4年以上5年未満	51,600円
5年以上6年未満	51,600円
6年以上7年未満	49,800円
7年以上8年未満	48,000円
8年以上9年未満	46,200円
9年以上10年未満	44,400円
10年以上11年未満	42,600円
11年以上12年未満	40,800円
12年以上13年未満	39,000円
13年以上14年未満	37,200円
14年以上15年未満	35,800円
15年以上16年未満	34,400円
16年以上17年未満	33,000円
17年以上18年未満	31,600円
18年以上19年未満	30,200円
19年以上20年未満	28,800円
20年以上21年未満	27,400円
21年以上22年未満	26,800円
22年以上23年未満	26,200円
23年以上24年未満	25,200円
24年以上25年未満	24,600円
25年以上26年未満	24,000円
26年以上27年未満	23,400円
27年以上28年未満	22,800円
28年以上29年未満	22,000円
29年以上30年未満	21,700円
30年以上31年未満	21,300円
31年以上32年未満	20,700円
32年以上33年未満	19,800円
33年以上34年未満	18,900円
34年以上35年未満	18,200円

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書（第12条関係）

初任給調整手当支給調書

所属名		職名		氏名	
				職員番号	
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条			
	試験の種類・区分				
	学歴（学部・学科で記入）	（ 年 月 日 ^卒 修了）			
	免許の種類	（ 年 月 日取得）			
	採用又は異動年月日	年 月 日（該当条項第 ³ / ₄ 条号）			
	同上の日の級・号給	職給料表（ ） 級 号給			
採用（異動）前に支給されていた期間	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
支給予定期間	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
休職によって支給されなかった期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日間	
支給されなくなった場合はその期日と理由		年 月 日（理由 ）			

様式2 (第14条の2関係)

大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿

支給月	令和 年 月	確認者 (学部長等) 氏名				
大学名	職名	氏名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備考

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。